

株 主 各 位

第35回定時株主総会の招集に際しての 電子提供措置事項

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

連	結	注	記	表
個	別	注	記	表

(2024年4月1日から2025年3月31日)

パス株式会社

上記事項につきましては、法令及び当社定款第14条の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。

なお、本株主総会におきましては、書面交付請求の有無にかかわらず、株主の皆様へ電子提供措置事項から上記事項を除いたものを記載した書面を一律でお送りいたします。

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

1. 業務の適正を確保するための体制

会社法第362条第5項の規定に基づき、取締役会において、内部統制システム構築の基本方針を次のとおり決議しておりましたが、監査等委員会設置会社への移行に伴い、会社法第399条の13第1項及び第2項の規定に基づき、以下の内容で変更決議を行い、当該基本方針に基づいた運営を行っております。

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

コンプライアンス規程を制定し、法令、定款及び社会規範の遵守を経営の根幹に置き、同時にこれらを遵守する体制及び企業風土を構築する。また、内部監査により業務内容及び相互牽制の実態を把握するとともに、職務の執行が法令、定款及び諸規程に基づき行われているか監査を実施し、その結果を代表取締役が把握することにより適切な遵守体制の運用が図られていることを確認する。また、内部通報制度を設け、社員自らの防止意識が適切に反映されている仕組みを確保する。

(2) 取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報については、法令及び文書管理規程等の社内規程に基づき記録し、事後的に確認ができるよう適切かつ確実に保存及び管理を行う。また、取締役及び監査等委員から閲覧の要請があるときは、これらの文書を速やかに閲覧提供できる体制を整える。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスク管理規程を制定し、これによりリスク管理に関する基本方針及び体制を定め、これに基づくリスク管理体制を整備、構築する。不測の事態が発生した場合には、代表取締役を本部長とする対策本部を設置し、情報連絡体制及び顧問弁護士等を含む外部アドバイザリーチームを組織し迅速な対応を行い、損害の拡大を防止しこれを最小限に止める体制を整える。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

原則、毎月1回の定時取締役会、また、臨時取締役会を必要に応じて随時開催し、情報の共有及び意思の疎通を図り、業務執行に係る意思決定を行うとともに、取締役相互の業務執行状況の監督を行う。また、重要な経営課題に関しては、随時会議を開催し、審議、検討及び情報の共有並びに意思の疎通を図ることで、意思決定の迅速化と効率性の確保に努める。

- (5) 当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ① 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
子会社の経営については、「関係会社管理規程」に基づき、重要な事項については事前に当社取締役会等において協議するとともに、経営内容を的確に把握するために報告事項を定め、定期的に報告をする。
 - ② 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
子会社のコンプライアンス体制及びリスク管理等については、当社の管理担当取締役が統括管理し、リスク管理について定める関連規程に基づき、リスクマネジメントを行う。
 - ③ 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
子会社における経営上の重要事項については、「関係会社管理規程」に基づき当社取締役会で協議し、承認する。また、グループ間での会議を定期的を開催して業務効率化、法令遵守、諸法令改正への対応及びリスク管理等について意見交換や情報交換を行う。
 - ④ 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
子会社は、社会的な要請に応える適法かつ公正な業務に努めるための体制を構築する。また、法令及び定款に適合することを確保するための内部監査については、当社の内部監査担当が関連規程等に基づき実施するとともに、社内通報制度を整備する。
- (6) 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項、当該取締役及び使用人の監査等委員ではない取締役からの独立性に関する事項並びに当該取締役及び使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- ① 当社は、監査等委員会の要請がある場合には、その職務を補助する使用人を管理本部から選任する。
 - ② 当該使用人の任免・異動・人事評価に関しては、監査等委員会の同意を得る。
- (7) 当社の取締役及び使用人並びに子会社の取締役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が監査等委員会に報告するための体制
- ① 当社グループの代表取締役、業務執行にあたる取締役及び使用人は以下に定める事項について、遅滞なく監査等委員会に報告するものとする。
 - ・会社の経営上に重大な影響を及ぼすおそれのある法律上又は財務上に係る諸問題
 - ・会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実
 - ・会社業務に関して不正行為、法令・定款に違反する重大な事実
 - ・監査等委員から業務に関して報告を求められた事項
 - ② 当社グループの代表取締役、業務執行にあたる取締役及び使用人は、当社グループの業務及び財産の状況を調査する場合には迅速かつ的確に対応する。

- (8) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ① 当社の監査等委員会は、当社グループの代表取締役及び他の監査等委員ではない取締役と定期的に会合を持ち、監査上の重要課題について適宜意見交換を行う。
 - ② 監査等委員会は、事業年度毎に監査に必要な監査予算を策定し、会社はそれをその事業年度の会社予算に計上する。
 - ③ 監査等委員会は、会計監査人と定期的また必要に応じて会合を持ち、意見及び情報の交換を行うとともに報告を求める。
- (9) 監査等委員会へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- 当社は、監査等委員会へ報告を行った当社グループの取締役及び使用人に対し、当該報告を行ったことを理由として人事上その他一切の点で不利益な取扱いを行わない旨を、当社グループの取締役及び使用人に周知し徹底する。
- (10) 監査等委員の職務執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- 監査等委員の職務執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る）に関する費用や債務の処理については、監査等委員の職務執行に関するものでないことが明らかである場合を除き、会社法第388条に基づき速やかに、かつ適正に行うものとする。
- (11) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方とその整備状況
- 当社は、「反社会的勢力とは関わりを持たず、また、不法・不当な要求があった場合には、組織的に毅然とした態度で要求を拒絶する」ことを基本方針としており、反社会的勢力との関連性が思慮される事実その他紛争等に発展する可能性のある事実については、直ちに管理部門長に報告し、「反社会的勢力対応マニュアル」に則り然るべき対応を行う。
- また、反社会的勢力からの不当要求等に対しては、警察や顧問弁護士等と連携して毅然とした姿勢で組織的に対応する。

2. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

(1) 取締役の職務執行について

取締役会規程や社内規程を制定し、取締役が法令及び定款に則って行動するよう徹底しております。当事業年度において取締役会を18回開催し、各議案についての審議、業務執行の状況等の監督を行い、活発な意見交換がなされており、意思決定及び監督の実効性は確保されております。

(2) 監査等委員である取締役の職務執行について

当社は、職務執行に対する監査・監督機能及びコーポレート・ガバナンス体制の一層の強化を図るとともに、より透明性の高い経営と迅速な意思決定の実現を図るため、監査等委員会を設置いたしました。

監査等委員は、法令・定款・監査等委員会規程・監査等委員会監査基準等に準拠し、監査等委員会が定めた基本方針に基づき、取締役の職務執行の監査を行うほか、取締役会等重要な会議に出席し、必要な意見陳述を行っております。

監査等委員会は、当事業年度において監査等委員会を7回開催し、監査における重要事項の決議・協議、監査実施内容の共有化等を行っております。会計監査人との会合を2回開催し監査計画や監査結果等の報告を受けるほか、監査上の諸問題等、情報交換を行っております。また、内部監査部門である管理本部からは報告を受けるなどの連携により、監査の効率性・実効性を高めております。

(3) 当社子会社における業務の適正の確保について

当社子会社の管理部門を統括することにより、適正な経営基盤やガバナンスの整備及び運営等に関する経営監督を行い、月次での営業活動等の報告を定期的に受けることにより、一定基準に該当する重要事項については、機関決定前に当社の取締役会等重要な会議での報告を義務とし、その遂行を承認するなど重要な業務執行について適切に管理しております。

(4) コンプライアンス・リスク管理について

グループ全従業員に対し、グループ企業理念、行動指針・行動規範等印刷物を配布するとともに、コンプライアンス研修・内部通報制度の説明会を実施し啓蒙いたしました。

(5) 反社会的勢力排除について

お取引先様の契約書等に反社会的勢力排除に関する条項を盛り込むとともに、反社会的勢力の情報を収集する取り組みを継続的に実施しております。

連結注記表

1. 継続企業の前提に関する注記

該当事項はありません。

2. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数及び連結子会社の名称

- | | |
|-------------|--|
| イ. 連結子会社の数 | 6 社 |
| ロ. 連結子会社の名称 | 株式会社マードゥレクス
株式会社ジヴァスタジオ
株式会社アルヌール
株式会社 R M D C
株式会社 R I D O S
株式会社三和製作所 |

ハ. 連結の範囲の変更 当連結会計年度より、新たに設立した株式会社 R I D O S を連結の範囲に含めております。また、当社を株式交換完全親会社とし、株式会社三和製作所を株式交換完全子会社とする株式交換を実施したことにより、同社を連結の範囲に含めております。

(2) 持分法の適用に関する事項

持分法を適用した非連結子会社又は関連会社の数及び主要な会社等の名称

持分法適用の非連結子会社及び関連会社はありません。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

棚卸資産

主として総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

- イ. 有形固定資産（リース資産を除く） 当社及び連結子会社は定率法を採用しております。
（ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。）
なお、主な耐用年数は次のとおりであります。
- | | |
|-----------|-------|
| 建物及び構築物 | 3～15年 |
| 機械装置及び運搬具 | 1～17年 |
| 工具、器具及び備品 | 2～20年 |

- . 無形固定資産（リース資産を除く）
自社利用目的のソフトウェア

社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

- ③ 重要な繰延資産の処理方法
株式交付費

支出時に全額費用として処理しております。

- ④ 重要な引当金の計上基準
イ. 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、当社及び連結子会社は一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

- . 賞与引当金

従業員賞与の支給に備えるため、将来の支給見込額のうち当連結会計年度の負担額を計上しております。

- ⑤ 重要な収益及び費用の計上基準

当社グループでは、主たる事業であるコスメ事業、ビューティー&ウエルネス事業、再生医療関連事業、サステナブル事業、マーケット・エクспанション事業及びAI・テクノロジー事業において、卸売業者・小売業者、消費者に対して、化粧品等を販売しております。また、インベストメント事業において、保有不動産の賃貸を行い、その対価として顧客より不動産賃貸料を得ております。

- イ. 卸売業者・小売業者向け販売（B to B）

商品の引渡時点において顧客が当該商品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されることから、当該商品の引渡時点で顧客との契約において約束された対価から返品等を控除した金額で測定した金額で収益を認識しております。また、一部取引において、他の当事者が関与している取引が存在します。当該他の当事者により商品が提供されるように手配することが当社グループの履行義務と判断されるものについては、代理人取引として顧客から受取る対価の総額から仕入先に対する支払額を差し引いた純額で収益を認識しております。

- . 消費者向け販売（B to C）

出荷時から当該商品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間であるため、出荷時に顧客との契約において約束された対価から返品等を控除した金額で測定した金額で収益を認識しております。また、ポイントを付与するカスタマー・ロイヤリティ・プログラムを顧客に提供しております。顧客に付与したポイントのうち期末時点において履行義務を充足していない残高を契約負債として計上しております。当該契約負債の見積りにあたっては、将来の失効見込み等を考慮して算定された独立販売価格を基礎として取引価格の配分を行っております。商品の販売における対価は、商品に対する支配が顧客に移転した時点から主として1年以内に回収しております。なお、重要な金融要素は含んでおりません。

- ハ. 不動産賃貸収入

不動産賃貸料は、「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準第13号 2007年3月30日）に基づき、契約における月当たりの賃貸料をその対応する期間で収益を認識しております。不動産賃貸契約書等に基づき、その貸付期間に対応する部分について収益を認識しております。

- (5) のれんの償却に関する事項

のれんは、5年間又は10年間で均等償却しております。

- (6) その他連結計算書類作成のための重要な事項
グループ通算制度を適用しております。

3. 会計方針の変更に関する注記

（「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用）

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分（その他の包括利益に対する課税）に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日。以下「2022年改正適用指針」という。）第65-2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、これによる連結計算書類への影響はありません。

また、連結会社間における子会社株式等の売却に伴い生じた売却損益を税務上繰り延べる場合の連結計算書類における取扱いの見直しに関連する改正については、2022年改正適用指針を当連結会計年度の期首から適用しております。なお、当該会計方針の変更による前連結会計年度の連結計算書類への影響はありません。

4. 表示方法の変更に関する注記

（連結貸借対照表）

前連結会計年度まで流動資産の「その他」に含めて表示しておりました「預け金」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より、区分掲記しました。

なお、前連結会計年度の「預け金」は30千円であります。

5. 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより当連結会計年度に係る連結計算書類にその額を計上した項目であって、翌連結会計年度に係る連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

のれん 241,056千円

企業結合により取得したのれんは、被取得企業の今後の事業展開によって期待される将来の超過収益力として、取得原価と被取得企業の識別可能資産及び負債の企業結合日時点の時価との差額で計上し、その効果の及ぶ期間にわたって、定額法により規則的に償却しております。のれんの回収可能性については子会社の業績や事業計画等を基に検討しており、将来において当初想定した収益等が見込めなくなり、減損又は一括償却の必要性を認識した場合には、当該連結会計年度においてのれんの減損又は一括償却を行う可能性があります。

これらの仮定は将来の不確実な経済状況及び会社の経営状況の影響を受け、翌連結会計年度の連結計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

6. 連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額

402,726千円

7. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

株 式 の 種 類	当連結会計年度期首株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末株式数
普 通 株 式	56,309,516株	17,067,520株	－株	73,377,036株

(注) 発行済株式の総数の増加は、新株予約権の行使による増加8,628,600株、第三者割当増資に伴う新株の発行による増加7,477,400株及び株式交換の実施に伴う新株の発行による増加961,520株であります。

(2) 当連結会計年度末における新株予約権に関する事項

当連結会計年度の末日における新株予約権の目的となる株式の種類及び数

普通株式 31,665,600株

8. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、事業用資金及び運転資金等の必要資金について、営業活動に基づく自己資金及び随時の銀行借入等により調達することとしております。また、投機的な取引は一切行わない方針であります。

② 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

営業債権である「受取手形及び売掛金」、「未収入金」、「長期未収入金」は、相手方の信用リスクに晒されております。

営業債務である「支払手形及び買掛金」、「未払金」、「未払法人税等」は、1年以内の支払期日であります。また、借入金 は 運 転 資 金 及 び 設 備 投 資 資 金 に 係 る 銀 行 等 か ら の 資 金 調 達 で あ り ま す 。 こ れ ら の 債 務 は 流 動 性 リ ス ク を 伴 っ て お り ま す 。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

・信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）

当社は、与信管理規程に従い、毎年、与信枠を見直す体制としております。また、連結子会社の営業債権につきましても、当社の与信管理規程に準じた同様の管理体制を導入しており、子会社管理部が顧客の状況を定期的にモニタリングし、毎月、顧客ごとに期日及び残高管理を行い、当社の管理本部がその内容を精査し、財務状況等の悪化による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

・流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社グループは、各社からの報告に基づき当社担当部署適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2025年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については次のとおりであります。
「現金及び預金」については、現金であること、及び預金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

「受取手形及び売掛金」、「未収入金」、「支払手形及び買掛金」、「短期借入金」、「未払金」、「未払法人税等」については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。
「長期未収入金」については、その全額について貸倒引当金を設定しており時価と帳簿価額が一致していることから、記載を省略しております。

(単位：千円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
長期借入金 (1年内返済予定の長期借入金を含む)	198,393	190,126	△8,266
負債計	198,393	190,126	△8,266

(3) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

- ① 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債
該当事項はありません。

② 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金 (1年内返済予定の長期借入金を含む)	－	190,126	－	190,126
負債計	－	190,126	－	190,126

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

長期借入金（1年内返済予定の長期借入金を含む）

長期借入金の時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

9. 賃貸等不動産に関する注記

(1) 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社グループでは、静岡県において、他社の太陽光発電設備が稼働している事業用地（土地）を有しております。

(2) 賃貸等不動産の時価に関する事項

(単位：千円)

連結貸借対照表計上額	時価
499,999	579,428

(注) 当連結会計年度末の時価は、社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価書に基づいて、自社で算定した金額（指標等を用いて調整を行ったものを含む。）であります。

10. 収益認識に関する注記

(1) 収益の分解情報

当社グループは、販売経路により、卸売業者・小売業者向け販売（BtoB）と消費者向け販売（BtoC）にコスメ事業及びビューティ＆ウエルネス事業、再生医療関連事業、サスティナブル事業、マーケット・エクспанション事業、AI・テクノロジー事業、インベストメント事業の売上を区分しており、顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、以下のとおりであります。

		売上高（千円）	構成比（％）
コスメ事業	BtoB売上	193,594	8.6
	BtoC売上	605,118	26.8
ビューティ＆ウエルネス事業	BtoC売上	1,043,285	46.3
再生医療関連事業	その他	364,019	16.2
サスティナブル事業	その他	22,136	1.0
マーケット・エクспанション事業	その他	7,598	0.3
AI・テクノロジー事業	その他	5,836	0.3
顧客との契約から生じる収益		2,241,589	99.5
インベストメント事業	不動産賃貸収入	12,150	0.5
その他の収益		12,150	0.5
外部顧客への売上高		2,253,739	100.0

（注）その他の収益は、「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準第13号 2007年3月30日）に基づく不動産賃貸収入が含まれております。

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は「2. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記 (4) 会計方針に関する事項 ⑤重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

- (3) 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

① 契約負債の残高等

	当連結会計年度
契約負債（期首残高）	13,277千円
契約負債（期末残高）	5,880千円

契約負債は、当社グループが販売時にカスタマー・ロイヤリティ・プログラムに基づき顧客に付与したポイントのうち期末時点において履行義務を充足していない残高及び商品の引き渡し前に顧客から受け取った前受金であります。契約負債は、顧客のポイントの使用等による収益認識に伴い取り崩されます。

当連結会計年度に認識した収益のうち、期首時点の契約負債に含まれていた金額は、13,277千円であります。

② 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループにおいては、当初の予想契約期間が1年を超える重要な取引がないため、実務上の便法を適用し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

11. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|--------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 33円47銭 |
| (2) 1株当たり当期純損失 | 4円36銭 |

12. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

13. 企業結合に関する注記

(簡易株式交換による完全子会社化)

当社は、2024年10月22日開催の取締役会において、株式会社三和製作所（以下「三和製作所」という）の全株式を取得し、子会社化することについて基本合意書を締結することを決議し、同日付で基本合意書を締結いたしました。2025年1月27日開催の取締役会において、三和製作所との間で、当社を株式交換完全親会社、三和製作所を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」という）を実施することについて決議し、株式交換契約（以下「本株式交換契約」という）を締結いたしました。

なお、当社は、会社法第796条第2項に基づく簡易株式交換の手続により株主総会の承認を必要としない簡易株式交換を実施し、三和製作所は、2025年1月27日開催の臨時株主総会において本株式交換契約の承認を受けております。

(1) 企業結合の概要

① 被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称：株式会社三和製作所

事業の内容：制御ソフトウェア製作、AIプログラム開発、特殊放射線測定器製作
廃炉向けロボット製作、土壌除染装置開発及び製作

② 企業結合を行った主な理由

当社は、企業成長及び業績改善のため、新規事業による収益機会拡大の検討を進めております。三和製作所は、東日本大震災を起因とした東京電力福島第一原子力発電所の事故の影響による、除染廃炉向けロボット製作から、除染土壌の再利用に向けた除染と減容（土壌分級処理セシウム等）を目的とした土壌分級処理装置の開発、トリチウム放射線測定を目的とした高感度センサーを用いた特殊放射線測定器の製造開発を行っており、既存の原子力関連施設に対して世界に普及すべく企業努力を行っております。また、AIによる画像解析技術の活用により、全国に数万軒の店舗を有する外食産業並びに食品製造業において、従来、人的作業に大きく依存していた食品製造過程における異物の検査作業などの作業効率を飛躍的に高めることによって大きく貢献するものと期待しており、かかる事業の急成長が見込まれる中で、当社と三和製作所の連携を最大限に発揮するためには、強固の資本関係の下で一体的な経営を行うことが必要であると考え、本株式交換による三和製作所の完全子会社化を決定いたしました。

③ 企業結合日

2025年2月28日

④ 企業結合の法的形式

当社を株式交換完全親会社とし、三和製作所を株式交換完全子会社とする株式交換

⑤ 結合後企業の名称

変更はありません。

⑥ 取得する議決権比率

100%

⑦ 取得企業を決定するに至った主な根拠

当社が株式交換により三和製作所の議決権の100%を取得し、完全子会社化したことによるものであります。

(2) 連結計算書類に含まれている被取得企業の業績の期間

2025年3月1日から2025年3月31日まで

(3) 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価	企業結合日に交付する当社の普通株式の時価	104,805千円
取得原価		104,805

(4) 株式の種類別の交換比率及びその算定方法並びに交付した株式数

① 株式の種類別の交換比率及び交付株式数

	当社 (株式交換完全親会社)	三和製作所 (株式交換完全子会社)
本株式交換に係る割当ての内容	1	1,201.9
本株式交換により交付する株式数	当社普通株式：961,520株	

② 株式交換比率の算定方法

当社は、株式交換比率の検討に際し、その公平性・妥当性を確保するため、当社及び三和製作所から独立した第三者機関である東京フィナンシャル・アドバイザーズ株式会社に株式交換比率の算定を依頼しました。その算定結果を参考に、三和製作所の財務状況、資産の状況、財務予測等の将来見通し等の要因を総合的に勘案し当社及び三和製作所の間で株式交換比率について慎重に協議を重ねた結果、本株式交換における株式交換比率を決定いたしました。

(5) 主要な取得関連費用の内容及び金額

アドバイザー費用等 4,800千円

(6) 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

① 発生したのれんの金額

198,618千円

② 発生原因

今後の事業展開によって期待される将来の超過収益力であります。

③ 償却方法及び償却期間

5年間にわたる均等償却

(7) 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

流動資産	50,009千円
固定資産	231,899
資産合計	281,908
流動負債	157,456
固定負債	218,264
負債合計	375,720

(8) 企業結合が連結会計年度の開始の日に完了したと仮定した場合の当連結会計年度の連結損益計算書に及ぼす影響の概算額及びその算定方法
重要性が乏しいため、記載を省略しております。

個別注記表

1. 継続企業の前提に関する注記

該当事項はありません。

2. 重要な会計方針に係る事項

- (1) 資産の評価基準及び評価方法
有価証券の評価基準及び評価方法
関係会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

- (2) 固定資産の減価償却の方法
有形固定資産

定率法を採用しております。
なお、主な耐用年数は次のとおりであります。
工具、器具及び備品 4年

- (3) 繰延資産の処理方法
株式交付費

支出時に全額費用として処理しております。

- (4) 引当金の計上基準
イ. 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

ロ. 賞与引当金

従業員賞与の支給に備えるため、将来の支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。

- (5) 収益及び費用の計上基準
イ. 経営指導料

当社は、当社グループの経営戦略の策定及び子会社の経営指導等を行い、その対価として子会社より経営指導料を得ております。当社が子会社との契約における義務を履行するにつれて、子会社が便益を享受することから、一定の期間にわたり充足される履行義務として、経過期間により収益認識を行っております。

ロ. 不動産賃貸収入

当社は保有不動産の賃貸を行い、その対価として顧客より不動産賃貸料を得ております。

不動産賃貸料は、「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準第13号 2007年3月30日）に基づき、契約における月当たりの賃貸料をその対応する期間で収益を認識しております。不動産賃貸契約書等に基づき、その貸付期間に対応する部分について収益を認識しております。

- (6) その他計算書類作成のための基本となる事項
グループ通算制度を適用しております。

3. 会計方針の変更に関する注記

（「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用）

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、これによる計算書類への影響はありません。

4. 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

関係会社株式 827,917千円

市場価格のない株式等の関係会社株式について、発行会社の財政状態の悪化により実質価額が著しく低下したときは、相当の減額をなし、評価差額は当事業年度の損失として処理しております。ただし、市場価格のない株式等の関係会社株式の実質価額について、回復可能性が十分な証拠によって裏付けられる場合には、減額を行っておりません。実質価額の回復可能性については、当該関係会社の事業計画を基礎としており、将来において関係会社の業績が悪化した場合には、当該事業年度において関係会社株式の減損処理を行う可能性があります。

これらの仮定は将来の不確実な経済状況及び会社の経営状況の影響を受け、翌事業年度の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

5. 貸借対照表に関する注記

関係会社に対する金銭債権債務

区分表示されたものの以外で、関係会社に対する金銭債権又は金銭債務の金額は以下のとおりであります。

(1) 短期金銭債権	39,761千円
(2) 短期金銭債務	1,111千円

6. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

(1) 営業取引による取引高	97,007千円
(2) 営業取引以外の取引による取引高	6,491千円

7. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産の発生の主な原因は、税務上の繰越欠損金及び子会社株式評価損であります。ただし、繰延税金資産全額について評価性引当額を計上しており、繰延税金資産の貸借対照表計上額はありません。

(2) 法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理

当社は、グループ通算制度を適用しており、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 2021年8月12日）に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

8. リースにより使用する固定資産に関する注記

重要性が乏しいため、注記を省略しております。

9. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 親会社及び法人主要株主等

種 類	会 社 等 称	資本金又は出資金 (千円)	事 業 の 容	議決権等の所有 (被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取 引 の 内 容	取引金額 (千円)	科 目	期 末 残 高 (千円)
主要株主	株式会社 サスティナ	50,000	不動産 賃貸業	(被所有) 直接 38.52	—	第三者割当 増資 (注) 1	499,999	—	—
						新株予約権の 権利行使 (注) 2	451,468	新株予約権	6,855
	株式会社 ユニ・ロッド	238,000	太陽光 発電事業	(被所有) 直接 4.05	資金の借入	第三者割当 増資 (注) 1	329,991	—	—
						資金の借入 (注) 3	330,000	—	—
						資金の返済 (注) 3	330,000	—	—
						利息の支払 (注) 3	2,513	—	—

- (注) 1. 第三者割当増資により、当社株式を1株につき111円で引受けたものであります。また、当該第三者割当増資については現物出資（デット・エクイティ・スワップ及び不動産）の方法により行っております。
2. 新株予約権の権利行使は、2022年4月8日の取締役会決議に基づき付与された第12回新株予約権及び2024年11月26日の取締役会に基づき付与された第19回新株予約権であります。権利行使価額は、独立した第三者機関の評価を勘案して合理的に決定しております。なお、第12回新株予約権及び第19回新株予約権のうち当事業年度における権利行使を記載しております。
3. 資金の借入の利率については、相手方と協議し、個別に交渉の上、決定しております。

(2) 子会社及び関連会社等

種 類	会 社 等 称	資本金又は 出資金 (千円)	事 業 の 容	議決権等 の 所 有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との 関 係	取 引 の 内 容	取引金額 (千円)	科 目	期 末 残 高 (千円)
子会社	株式会社 マードウ レクス	80,000	コスメ・ ビューテ ィー&ウ ェルネス 事業	(所有) 直接 100.00	役員の兼務 (2名) 経営指導 資金の貸付	経営指導料の 受取 (注) 2	30,000	関係会社 売掛金	2,750
						資金の貸付 (注) 1	42,000	関係会社 短期貸付金	67,000
						貸付金の回収	30,000	—	—
						利息の受取 (注) 1	617	—	—
子会社	株式会社 ジヴァ スタジオ	75,000	コスメ・ ビューテ ィー&ウ ェルネス 事業	(所有) 直接 100.00	役員の兼務 (2名) 経営指導	経営指導料の 受取 (注) 2	30,000	関係会社 売掛金	2,750
						貸金の貸付 (注) 1	37,000	関係会社 短期貸付金	—
						貸付金の回収	37,000	—	—
						利息の受取 (注) 1	61	—	—

種 類	会 社 等 の 名 称	資本金又は 出資金 (千円)	事 業 の 内 容	議決権等 の 所 有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との 関 係	取 引 の 内 容	取引金額 (千円)	科 目	期末残高 (千円)
子会社	株式会社 アルヌール	30,000	サスティ ナブル事 業	(所有) 直接 100.00	役員の兼務 (2名) 経営指導 資金の貸付 経費の立替	経営指導料の 受取 (注) 2	9,960	関係会社 売掛金	913
						資金の貸付 (注) 1	144,000	関係会社 短期貸付金	322,000
						資金の返済 (注) 1	20,000	—	—
						利息の受取 (注) 1	2,396	流動資産 その他 (未収入金)	3,714
						—	—	流動資産 その他 (立替金)	36,047
子会社	株式会社 RMDC	69,000	再生医療 関連事業	(所有) 直接 100.00	役員の兼務 (1名) 経営指導 資金の貸付	経営指導料の 受取 (注) 2	18,000	関係会社 売掛金	1,650
						資金の貸付 (注) 1	272,000	関係会社 短期貸付金	402,132
						資金の返済 (注) 1	98,000	—	—
						利息の受取 (注) 1	3,362	—	—

種 類	会 社 等 称 の 社 名 称	資本金又は出資金 (千円)	事 業 の 容 内 容	議決権等 の 所 有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 と の 関 係	取 引 の 内 容	取引金額 (千円)	科 目	期 末 残 高 (千円)
子会社	株式会社 RIDOS	10,000	マーケット・エフ スパンシ ョン事業	(所有) 直接 100.00	役員の兼務 (1名) 経営指導 資金の貸付	資金の貸付 (注) 1	45,000	関係会社 短期貸付金	45,000
						利息の受取 (注) 1	69	—	—
子会社	株式会社 三和製作所	10,000	AI・テフ ノロジー 事業	(所有) 直接 100.00	役員の兼務 (1名) 経営指導 資金の貸付	資金の貸付 (注) 1	5,000	関係会社 短期貸付金	5,000

- (注) 1. 資金の貸付及び資金の借入の利率については、相手方と協議し、個別に交渉の上、決定しております。
2. 経営指導料については、相手方と協議し、個別に交渉の上、価格を決定しております。
3. 価格その他の取引条件は、相手方と協議し、個別に交渉の上、価格を決定しております。
4. 株式会社アルヌールの債権に対し、271,134千円の貸倒引当金を計上しております。

10. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「2. 重要な会計方針に係る事項(5) 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

11. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|--------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 33円19銭 |
| (2) 1株当たり当期純損失 | 2円87銭 |

12. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

13. 企業結合に関する注記

詳細は、連結注記表「13. 企業結合に関する注記（簡易株式交換による完全子会社化）」に記載のとおりであります。